

令和 3 年度(2021 年度)第 1 回
伊丹市青少年問題協議会
議 事 (要 旨)

令和 3 年(2021 年)10 月 19 日(火)

○開催日時 令和3年(2021年)10月19日(火) 午後4時～午後5時30分

○場 所 伊丹市役所議会棟 第2委員会室

○出席委員

会 長	井出 浩	委 員	松山 和久
委 員	行澤 睦雄	委 員	吉田 博子
委 員	大西 美知子	委 員	中山 清子
委 員	光本 秀行	委 員	上原 博美
委 員	大田 弘子	委 員	早崎 潤
委 員	前田 久美子	委 員	大野 浩史
委 員	菰口 太志		

○欠席委員

副会長	中井 祥博	委 員	春次 照枝
委 員	林 明美	委 員	小平 宝生
委 員	河原 至誓		

○傍聴者 なし

○議 題

- 1 ひきこもり支援について＜協議＞
- 2 非行防止対策について＜報告＞
- 3 いじめ問題防止対策について＜報告＞

【議事要旨】

- ・開会
- ・会議の成立及び公開について
委員18名中13名出席により会議は成立
傍聴者は0名

・議題

1 非行防止対策について＜報告＞

事務局より、事前資料 2 を元に、非行防止に関する取り組み内容や相談内容、直近の状況等について説明。

(質疑)

井出会長：

全国的に令和 2 年度の少年補導は減り気味だと報告されていたかと思うが、伊丹市でも同じ状況であるか。

事務局：

県下でも少年補導は減少傾向であると聞いている。夜間の少年補導に関しては、伊丹市は近隣市に比べ高い数値となっている。

井出会長：

小中学生の補導はどうか。

事務局：

小中学生の補導は聞いていない。

2 ひきこもり支援について＜協議＞

事務局より、事前資料 1 を用いて、ひきこもり支援状況について説明。

(質疑)

中山委員：

就労することができた 6 名のその後の状況や支援について、また、アウトリーチ支援員の配置についてはどのようなになっているか。

事務局：

6 名の方については、仕事が継続できている方が大半だが、仕事が継続できるように支援員が訪問し、悩みを聞くなどして対応している。

アウトリーチ支援員の配置については、現在のところ 1 名となっている。

中山委員：

支援員 1 名で対象者が 24 名では大変ではないか。

事務局：

関わり方はケースによっては週 1 回から月 1 回程度の支援と幅がある。昨年度は新型コロナウイルスの影響があったこともあり新規相談ケースは減少していたが、今後増加するとなれば配置について見直す必要はあると考える。

井出会長：

一人がどれだけの人を担当するかというのはどの領域においても常に課題である。月 1 回であれば、対応できるだろうが、関わり始めはそうはいかないだろう。人の配置は難しい課題だが、ゆくゆく増員するという考えはあるか。

事務局：

需要に基づいて適切に支援員を配置しなければならないと考えている。

井出会長：

昨年度、例年より相談件数が半減しているとの話があったが、新型コロナウイルスの影響か、何か分析は行っているか。

事務局：

ひきこもり相談については、今年度の相談者は当事者ではなく同居の家族・親が大半である。相談者の年齢層としては、最多は 20 代だが、30 代から 50 代、また、高齢の親からの相談も多くなっている。また、昨年度は、新型コロナウイルスの影響もあり、直接接触を避けるため相談数が減少したのではないかと推測している。

菰口委員：

この協議会が、対象とする青少年の年齢を教えてください。また、ひきこもり支援の対象年齢についてであるが、中学校を卒業後の関りについて関係機関でフォローされていることを知ったが、中学校への周知についても考えてほしい。

事務局：

言葉の定義の説明になるが、青少年雇用促進法等を見ると、青少年の定義については 35 歳未満であるとされており、年齢層には幅があると考え。又、施策・事業によっては、45 歳未満も対象となる。これが、広く青少年であると定義されている。

対象者のフォローについては、中学卒業後の社会との繋がりが希薄になってくると、実際に支援につなげるのは大変難しい。加えて、ひきこもりと言われる方の実数調査であるが、伊丹市単体としては掴めていない。国の調査によれば、ある年齢層の何パーセントかはひきこもりであるという調査結果があるが、伊丹市にはそのまま当てはまる

ものではないと考える。

つまり、実態も不明であり、フォローアップも手法について模索しているといった状況である。

吉田委員：

私は、2年前に少年進路相談員をしていたが、これが無くなり、愛護センターに引き継がれた。そのため、中学卒業後も悩み相談等を愛護センターが担っていると記憶している。ひきこもりの生徒が外部の相談機関に訪れ、職員に中卒では仕事がないと言われたことがきっかけとなり、一念発起して高校卒業資格を取り、ひきこもりから脱したという事例もあった。このように、中学卒業後の相談機関を広めることが大切であると考ええる。

中山委員：

青少年センターでは、6歳から18歳までがスポーツ広場でバスケットやバドミントンなどが自由に楽しめるが、中学まで一緒に過ごした生徒が高校になり離れたが、青少年センターで集まることができており、居場所が作られていると感じる。児童館もそのような機能があると理解している。居場所づくりという点では、小学校・中学校ということではなく、就学前からの取組が必要だと思っている。

3 いじめ問題防止対策について＜報告＞

事務局より、事前資料3を用いて、いじめ認知件数の推移や前年度の状況、今年度の取り組み等について説明。

(質疑)

井出会長：

いじめの減少の理由は接点が減ったからというのは、接点が増えればまた増加するかも知れないということも考えられる。毎日の生活の中での関りの大切さ、子供たちが安心して過ごせる居場所が必要だと思う。

上原委員：

いじめ問題は、学校をはじめ教育委員会と二層構造で取り組んでいるということは理解したが、いじめ対策チームのメンバー構成について知りたい。また、学校問題解決支援チームのメンバー構成についてとその実績はどのくらいなのか。

学校指導課：

いじめ対策チームについては、全ての学校がいじめ防止の基本方針を定めている。構成員については、学校長・教頭・当該生徒の担任・生徒指導担当・スクールカウンセラ

ー・スクールソーシャルワーカー・養護教諭であり、問題に応じて部活の顧問や生徒と関係の近い先生も関わることもある。

法律の定めに基づき、いじめ対策チームを学校に設置の上、いじめ問題に関して1件1件協議し、対応している。

市が派遣している学校問題解決支援チームの構成員については、市の教育委員会に小中高の生徒指導担当の教育主事や退職校長など元教員のスクールソーシャルワーカーがおり、場合によっては、法律の専門家や福祉的観点が必要な場合においては、こども福祉課等が関わる場合もある。

学校派遣の実績であるが、学校単独で解決が難しい事案で、学校長からの申請により派遣されるため件数はそう多くない。両手で数えられるくらいの数であると把握している。

(終了)